

長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

令和2年7月31日付け2農畜機第2511号承認

令和2年8月3日付け2長畜第131号

一般社団法人長野県畜産会（以下「畜産会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の助成を得て、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び地域の特色ある肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 事業実施主体

畜産会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、一般社団法人、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

3戸以上の農業者から構成され、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第2の1の（1）のイの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに参加した年度以降3年間は変更できないものとする。ただし、畜産会会長（以下「会長」という。）がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- （1）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- （2）生産者集団の運営に関する事項
- （3）肉用牛生産の振興に関する事項
- （4）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第2の1の（5）の事業に限る）

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは長野県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げるすべての事項を内容とする規約を有するものとするとともに、その規約について会長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

また、畜産会は規約の承認にあたっては、長野県知事に協議するものとする。

- （1）利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員の資格等に関

する事項

- (2) 利用組合の事業及びその運営に関する事項
- (3) 利用組合の経理に関する事項
- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等利用組合の事業実施に必要な事項

3 事業実施団体等

交付対象生産者集団を除く生産者集団等及び利用組合をいう。

第2 事業の内容

この事業の内容は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項に基づく「長野県酪農・肉用牛生産近代化計画」（以下「長野県酪肉近代化計画」という。）に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を畜産会が実施し、又は事業実施団体等が実施するのに要する経費について、畜産会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。
- (イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日（新規の事業参加者については、前々年度の1月1日から前年度の3月31日）の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
- (ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。

(エ) 参加申請書（別紙様式第8号）を事業実施団体等に提出すること。

ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次に掲げる（ア）から（エ）の全ての要件を満たし、（オ）又は（カ）のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。
- (イ) 事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。
- (ウ) 導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。
- (エ) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。
- (オ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。
- (カ) 対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が長野県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、1つ以上の形質の育種価が長野県又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

エ 奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、（イ）の期末頭数から（ア）の期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。ただし、交付対象生産者集団にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの（オ）又は（カ）のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

(ア) 期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在（新規の事業参加者の期首頭数について

は、事業実施年度の4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの(イ)のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

(イ) 期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

(ア) 事業実施団体等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳(別紙様式第9号)を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。

(イ) 事業実施団体等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳(別紙様式第9号)及び関連する「牛個体識別台帳(牛トレーサビリティ)」等の証拠書類をあらかじめ畜産会へ提出しなければならない。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

ア 事業の内容

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、事業実施団体等が次の取組を行う場合の奨励金の交付。

(ア) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合

(イ) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。)に対し、一定期間貸し付ける場合(事業実施団体等が他の事業実施団体等又は市町村を經由して、貸し付ける場合を含むものとする。)

イ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の(ア)から(ウ)の要件を満たし、かつ、(エ)又は(オ)のいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

(ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

(イ) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者(以下「登録団体」という。)が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

(ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1/2以内の雌牛であること。

(エ) 別表2-1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種については、長野県が地域の多様な系統群の確

保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。

- (オ) 希少系統（栄光、藤良、熊波、岩田及び城崎の系統をいう。）の種雄牛を父牛とする雌牛であること。ただし、別表 2-1 に定める種雄牛及び別表 2-2 に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛を父牛とする雌牛は除く。

なお、系統は父系による分類とするが、父系による分類が困難な「城崎」の系統については、始祖牛（「奥城土井」又は「城清」）の遺伝子を保有する確率が 5%以上の種雄牛を「城崎系」と分類することができるものとする。

ウ 一定期間

アの一定期間とは、購入後48か月以上とする。ただし、導入した雌牛に事故等が生じ、会長に事故報告書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

ア 事業の内容

地域の改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を通じて地域の改良基盤を維持するため、導入計画に基づき事業実施団体等が次の（ア）、（イ）の取組を行う場合に奨励金を交付。

(ア) 雌牛を購入し、一定期間、事業実施団体等が自ら飼養する場合

(イ) 雌牛を購入し、農業者、公共牧場、農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）に対し、一定期間、事業実施団体等が貸し付ける場合（事業実施団体等が他の事業実施団体等又は市町村を經由して貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 貸付対象者

家畜導入事業実施要領（平成18年3月31日付け17生畜第3060号農林水産省生産局長通知）別記第 5 の 4 の（2）に基づき、同事業による繁殖雌牛の貸付に係る国の交付金相当額の国庫への納付を終了していない基金造成主体が設置する債権管理委員会の審査等において、本事業の対象としないとされた生産者は貸付対象者から除くものとする。

ウ 奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、次の（ア）及び（イ）の要件を満たし、（ウ）又は（エ）のいずれかに該当する雌牛とする。

(ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。

(イ) 登録団体が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。

(ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質 1 つが、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位 2 分の 1 以内であり、かつ家畜改良増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、都道府県が推奨する雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない場合は、長野県が地域の改良に必要と認める雌牛とする。

(エ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質 2 つ以上が、全国、長野県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位 2 分の 1 以内であり、かつ家畜改良

増殖目標や都道府県の改良方針を勘案し、長野県が推奨する雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種であって、育種価が算出されていない場合は、登録団体が定める正常発育曲線の体高又は体重のいずれかが下限を超えているものであること。

エ 貸付期間

アの一定期間とは、雌子牛（満6か月齢以上12か月齢未満）にあつては、購入後概ね42か月又は雌子牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間、成雌牛にあつては、購入後概ね36か月又は成雌牛の購入後生産された産子の枝肉成績が得られる時点までのいずれか短い期間とする。ただし、導入した雌牛に事故等が生じ、会長に事故報告書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 事業の内容

事業実施団体等が、長野県酪肉近代化計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭等に資する（ア）の取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資する（イ）の取組を実施する経費について補助するものとする。

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

a 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材（以下「簡易牛舎等」という。）の導入

b 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

a 子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）（以下「子牛用器具機材」という。）の導入

b 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(ウ) (ア) の b 又は (イ) の b に係るリース事業者等

a リース事業者

事業実施主体等が選定し、会長が認めたリース事業者であること。なお、選定に当たっては、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努めること。

b 貸付期間

貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めることとする。

(a) 貸付期間終了後に貸付対象の簡易牛舎等の所有権を移転する場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の簡易牛舎等については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を構成員に移転することを前提に、リース事業者が別に定めるものとする。ただし、貸付期間の終了前に所有権が移転したときは、事業実施団体等又は構成員において適正に使用するものとする。

(b) 貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を移転しない場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数とする。

c 貸付期間の短縮

生産者集団等は、短縮した貸付期間の終了後に構成員に譲渡しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の（5）の規定に基づき、機構理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

d 途中解約の禁止

事業実施団体等は、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として事業実施団体等がリース事業者に支払うものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあつては、当該構成員は解約金相当額を事業実施団体等に支払うものとする。

e 事業の中止等による補助金の返還

畜産会は、要綱別添2の第2の6の（2）に従い、事業実施団体等に対し補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあつては、当該構成員は畜産会が別に定める額を事業実施団体等に支払うものとする。

イ 簡易牛舎、資材、器具機材については、次のとおり取り扱うこと。

（ア） 事業実施団体等（代表者）として会計の処理を行うこと。

（イ） 事業実施団体等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

（ウ） 事業実施団体等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を事業実施団体等の構成員に行わせる場合にあつては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

（エ） 事業実施団体等がリース事業者から借受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の（2）、12の（10）から（12）及び13の（1）の施設整備及び補助対象財産の管理運営に係る規定に従うものとする。

ウ 事業実施団体等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生産第2867号生産局長通知）に基づく飼料自給率向上計画（以下「飼料自給率向上計画」という。）を作成していること。

（5）肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。

第3 事業の要件

1 環境と調和の取れた農業生産活動

第2の1の（1）の参加者、（2）の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、（3）の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境規範」とい

う。)に基づく環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(別紙様式第12号)により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、事業を実施する生産者が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、点検シートの提出を免除する。

2 家畜共済等の積極的な活用

事業実施団体等は、第2の1の(1)の参加者、(2)の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者、(3)の優良繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び(4)の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う事業実施団体等の構成員へ、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、畜産会が定める期日までに、事業実施計画(別紙様式第1号の別紙)を作成し、会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業の実施期間は、令和2年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表3の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金の交付手続き等

1 補助金交付申請及び交付決定

(1) 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書(別紙様式第1号)を作成し、会長に提出し承認を受けるものとする。

会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知(別紙様式第2号)により、事業実施主体に通知するものとする。

(2) 第1の規定により生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合(以下「取りまとめ農協等」という。)は、事業実施主体の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに会長へ提出するものとする。

また、会長は、取りまとめ農協等を通じて、事業実施主体に交付決定通知を送付するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

(1) 事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしよ

うとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

(2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

(1) 会長は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施団体等からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施団体等から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払いをすることができるものとする。

(2) 取りまとめ農協等は、事業実施団体等の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

1 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式第5号）を会長に提出するものとする。

2 取りまとめ農協等は、事業実施主体の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報告書とともに、会長に提出するものとする。

3 会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施団体等へ通知するものとする。

第8 運営状況の報告

事業実施団体等は、第2の1の(4)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、会長に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施団体等は、会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額を

いう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施団体等は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施団体等は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第10号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに会長に提出するとともに、その金額(2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額)を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの事業実施団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、事業実施団体等の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、会長に提出するものとする。

第10 事業の推進等

事業実施団体等は、県の指導の下、関係団体、畜産会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

1 事業実施団体等は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。

2 事業実施団体等は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を会長に提出するものとし、会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。

3 事業実施状況の聴取等

会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施団体等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則 (令和2年8月3日付け2長畜第131号)

この実施要領は、理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛白血病(以下「BL」という。)、創傷性心臓炎又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合</p>
とう汰	<p>BLのリアルタイムPCRによる定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。))により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合</p>

別表 2 - 1

第 2 の 1 の (2) の イ の (エ) 及び (オ) 関係

No.	名号	登録番号	No.	名号	登録番号
1	勝早桜 5	黒 14289	9	福増	黒原 5273
2	金太郎 3	黒原 5271	10	美国桜	黒原 5204
3	耕富士	黒原 5400	11	美津照重	黒 13968
4	幸紀雄	黒原 5297	12	美穂国	黒原 4617
5	隆之国	黒 13809	13	喜亀忠	黒原 5136
6	直太郎	黒原 5313	14	芳之国	黒 14203
7	花国安福	黒原 4899	15	諒太郎	黒原 5605
8	華春福	黒原 4756			

別表 2 - 2

第 2 の 1 の (2) の イ の (オ) 関係

系統	No.	名号	登録番号	No.	名号	登録番号
(1) 栄光系	1	勝忠平	黒原 3800	11	忠富士	黒原 4369
	2	勝早桜 5	黒 14289	12	直太郎	黒原 5313
	3	勝平正	黒原 4349	13	平茂勝	黒原 2441
	4	金幸	黒原 2865	14	福桜 (宮崎)	黒原 2445
	5	金太郎 3	黒原 5271	15	福華 1	黒 14279
	6	耕富士	黒原 5400	16	美津百合	黒原 4990
	7	幸紀雄	黒原 5297	17	安茂勝	黒原 4006
	8	茂勝栄	黒 13487	18	百合茂	黒原 4086
	9	第 2 平茂勝	黒原 3769	19	喜亀忠	黒原 5136
	10	忠茂勝	黒原 4238	20	諒太郎	黒原 5605
(2) 藤良系	1	糸福 (鹿兒島)	黒原 3045	8	秀正実	黒原 5401
	2	菊花国	黒 13808	9	平茂晴	黒原 3712
	3	北国 7 の 8	黒原 1530	10	福之国	黒原 3491
	4	北福波	黒原 3793	11	美国桜	黒原 5204
	5	第 1 花国	黒 12510	12	美穂国	黒原 4617
	6	隆之国	黒 13809	13	芳之国	黒 14203
	7	花国安福	黒原 4899			
(3) 熊波系	1	茂洋	黒原 4257	2	好平茂	黒原 5151

注 本事業における系統は父系による分類とする。

別表 3

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
1 肉用牛生産基盤強化 対策事業		
(1) 中核的担い手育成 増頭推進	優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた増頭奨励金の交付	
	第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり80千円以内
	第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配 慮した改良基盤確保	繁殖雌牛導入奨励金の交付	
	第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり60千円以内
	第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)、及び(オ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり90千円以内
(3) 優良繁殖雌牛導入 支援	優良繁殖雌牛導入奨励金の交付	
	第2の1の(3)のウの(ア)から(ウ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり40千円以内
	第2の1の(3)のウの(ア)、(イ)及び(エ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり50千円以内
(4) 繁殖雌牛の増頭に 資する簡易牛舎等の 整備	ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等	
	(ア) 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費	1/2以内
	(イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内
	イ 子牛の健康維持に資する器具機材	
	(ア) 子牛用器具機材を導入するための経費	1/2以内
		(ただし、細霧装置に

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
(5) 肉用牛ヘルパー推進	(イ) 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	<p>については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内)</p> <p>リース料のうち、子牛用器具機材の取得価格相当額の1/2以内 (ただし、細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内)</p>
	<p>肉用牛ヘルパー利用組合に係る活動経費</p> <p>ア 肉用牛ヘルパー組織化のための協議会の開催、計画策定</p> <p>イ 肉用牛ヘルパーの適正運営のための器具の整備等</p> <p>ウ 肉用牛ヘルパー要員の確保のための募集活動、傷害保険等の加入推進</p> <p>エ 肉用牛ヘルパー出役調整</p> <p>オ 肉用牛ヘルパーに係る研修会等の開催</p> <p>カ 肉用牛ヘルパーに必要な機具の借上げ</p> <p>キ 傷病時等、高齢者等及び放牧管理時を対象とした肉用牛ヘルパーの利用促進</p>	1/2以内

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）を下記のとおり実施したいので、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要
領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書
類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書
- (2) 生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等
- ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）
- イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表
- ウ 公社が事業実施する場合は、定款
- (3) 実施要領において添付の指示があるもの
- (4) 協会が添付を指示したもの
- ア 中核的担い手育成増頭推進参加者
- ① 参加申請書（別紙様式第8号）の写し
- ② 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（様式第11号）の写し
- ③ 肉用子牛生産者補給金交付契約書の写し
- イ 優良繁殖雌牛導入支援の優良繁殖雌牛の貸付を受ける生産者
- ① 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート（様式第11号）の写し

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策）実施計画/変更計画/実績書

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

番号	事業実施団体等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分			備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他		
1	(戸)	~	増頭奨励金の交付	80 千円/頭 100 千円/頭	0		80,000	0	0	0	0	
	合計				0	0	100,000	0	0	0	0	

※詳細は別紙1に記載すること。

注1 事業実施団体等名欄の()には、奨励金の交付対象となる生産者戸数を記入すること。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

番号	事業実施団体等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分			備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他		
1	(戸)	~	導入奨励金の交付	60 千円/頭 90 千円/頭	0		60,000	0	0	0	0	
	合計				0	0	90,000	0	0	0	0	

※詳細は別紙2に記載すること。

注1 生産者集団等名欄の()には、奨励金の交付対象となる生産者戸数を記入すること。

(3) 優良繁殖雌牛導入支援

番号	事業実施団体等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分			備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他		
1	(戸)	~	導入奨励金の交付	40 千円/頭 50 千円/頭	0		40,000	0	0	0	0	
	合計				0	0	50,000	0	0	0	0	

※詳細は別紙3に記載すること。

注1 事業実施団体等名欄の()には、奨励金の交付対象となる生産者戸数を記入すること。

(4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備
ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

番号	事業実施団体等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分			費日	積算基礎
						補助金	その他			
1	(戸)	~	1/2以内		0	0	0			
	合計				0	0	0			

※詳細は別紙4に記載すること。

注1 事業実施団体等名欄の()には、奨励金の交付対象となる生産者戸数を記入すること。

イ 子牛の健康維持に資する器具機材

(単位:円)

番号	事業実施団体等名 (戸)	実施時期 ~	内容	補助率又は額 1/2以内	事業費 0	負担区分		費目	積算基礎
						補助金 0	その他 0		
	合計				0	0	0		

※詳細は別紙4に記載すること。

注1 事業実施団体等名欄の()には、奨励金の交付対象となる生産者戸数を記入すること。

(5) 肉用牛へルバー推進

(単位:円)

番号	利用組合名	実施時期 ~	補助対象経費	補助率又は額 1/2以内	事業費 0	負担区分		費目	積算基礎
						補助金 0	その他 0		
	合計				0	0	0		

※詳細は別紙5に記載すること。

2 事業実施団体等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	生産者集団名	事務所所在地	代表者氏名	構成員戸数	飼養戸数及び頭数			出荷頭数	備考
						経営形態	戸数	子取り用雌牛		
1										
2										
3										
計(集団数)					0	0	0	0	0	0

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。
 4 実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	利用組合名	事務所所在地	代表者氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組数)										

- (注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。
 3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。
 4 実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、農協等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛飼養頭数)			地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)			備考		
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛		育成牛等	
1					0			0		
2					0			0		
3					0			0		
4					0			0		
5					0			0		
6					0			0		
7					0			0		
計(集団数)			0	0	0	0	0	0	0	

- (注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。
 2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。
 3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

別紙1 中核的担い手育成増頭推進

(単位:円)

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
2		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
3		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
4		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
5		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
6		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
7		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
8		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
9		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
10		~	増頭奨励金の交付	1頭当たり80千円以内	0			0	0		
				1頭当たり100千円以内	0			0	0		
合計				1頭当たり80千円以内	0	0		0	0		
				1頭当たり100千円以内	0	0		0	0		
				計	0	0		0	0		

番号	貸付者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
2		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
3		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
4		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
5		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
6		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
7		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
8		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
9		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
10		~	導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内	0			0	0		
				1頭当たり90千円以内	0			0	0		
合計				1頭当たり60千円以内	0	0		0	0		
				1頭当たり90千円以内	0	0		0	0		
				計	0	0		0	0		

別紙3 優良繁殖雌牛導入支援

(単位:円)

番号	貸付者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
2		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
3		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
4		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
5		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
6		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
7		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
8		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
9		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
10		~	導入奨励金の交付	1頭当たり40千円以内	0			0	0		
				1頭当たり50千円以内	0			0	0		
合計				1頭当たり40千円以内	0	0		0	0		
				1頭当たり50千円以内	0	0		0	0		
				計	0	0		0	0		

別紙4 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(単位:円)

番号	貸付者名	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分		
							費目	員数	単価	金額	補助金	その他	
1		～			1/2以内	0				0			
2		～			1/2以内	0				0			
合 計						0				0	0	0	0

(注)1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。

2 補助対象経費(簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給、器具機材の導入、子牛用器具機材の導入、子牛用器具機材の導入)ごとに補助対象費目を記載し、貸付者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材、子牛用器具機材に整理すること。また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。
なお、員数は単位を明確にすること。

3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。

4 事業実施団体等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する簡易牛舎等及び子牛用器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。併せてその資料を添付すること。

5 「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号)によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

6 事業実施団体等が簡易牛舎等及び子牛用器具機材をリース事業者から借り受け受ける場合は、事業内容にその旨を記載し、別紙4の別添を添付すること。

別紙4の別添 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備に係るリース事業者について

番号	貸付者名	リース事業者名
1		
2		
3		
4		
5		

- (注)1 貸付者毎に、リース契約を検討しているリース事業者を記載してください。
 2 交付決定後、リース契約を申込み次第、速やかにリース契約申込書の写しを提出してください。
 3 交付決定後、上記以外のリース事業者との契約を検討する場合は、別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書を提出してください。

(利用組合名:)

番号	事業内容	活動内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		補助単価	費目	積算基礎
					員数	単価	金額	補助金	その他			
1	肉用牛ヘルパーの組織化	①協議会の開催	1/2以内	0								
		②組織活動の計画策定	1/2以内	0								
		小計		0		0	0	0				
2	肉用牛ヘルパーの適正運営	①管理帳票の整備	1/2以内	0								
		②組織管理機具の整備	1/2以内	0								
		小計		0		0	0	0				
3	肉用牛ヘルパー要員の確保	①肉用牛ヘルパー要員の募集活動	1/2以内	0								
		②肉用牛ヘルパー要員の登録	1/2以内	0								
		③傷害保険、損害保険の加入推進	1/2以内	0								
		小計		0		0	0	0				
4	肉用牛ヘルパーの出役調整	①肉用牛ヘルパー利用の受付業務、肉用牛ヘルパーの派遣計画の策定、要員の調整及び派遣業務	1/2以内	0								
		②肉用牛ヘルパー料金の徴収及び管理業務	1/2以内	0								
		小計		0		0	0	0				
5	肉用牛ヘルパー活動に係る研修会等の開催	①肉用牛ヘルパー養成のための研修	1/2以内	0								
		②肉用牛ヘルパー技術講習会の開催	1/2以内	0								
		③肉用牛ヘルパー要員の実地研修	1/2以内	0								
		④組合員の先進地研修	1/2以内	0								
		小計		0		0	0	0				
6	肉用牛ヘルパー活動に必要な器具の備上	肉用牛ヘルパー活動に必要な機具の備上	1/2以内	0								
7	傷病時等の肉用牛ヘルパー利用の推進	傷病時(冠婚葬祭等を含む)等の肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
8	高齢者等の肉用牛ヘルパー利用の促進	①飼養管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
		②飼料生産のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
		③家畜輸送(市場における取扱管理を含む)のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
		④削除のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
		⑤除角のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
		⑥分統管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
小計		0	0	0	0	0	0					
9	放牧管理の肉用牛ヘルパー利用の推進	放牧管理のための肉用牛ヘルパー利用促進	1/2以内	0								
合計				0	0	0	0	0	0			

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

長畜第 号
令和 年 月 日

事業実施団体等

代表者名 様

一般社団法人 長野県畜産会
会長

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② 令和 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（令和 年 月 日付け 農畜機第 号）の定めるところに従わなければならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 5 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、これを善良な管理者の

注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。また、間接補助事業者も同様とする。

- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した建物及び構築物機械及び器具のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものについては、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 7 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。また間接補助事業者も同様とする。
- 8 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 9 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。また間接補助事業者も同様とする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、理事長から長野県畜産会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名
印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対
策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のと
おり変更したいので承認されたく、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の
規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

内容は、別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産
基盤強化等対策事業）変更計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位： 円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対
策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金
円を概算払により交付されたく、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の
規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額
別紙のとおり

2 振込先
(1) 金融機関名
(2) 預金の種類
(3) 口座番号
(4) 口座名義人

(別紙)

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ⑤	今回 概算払請求額 ⑥	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ① 円	機構 補助金 ② 円	事業費 ③ 円	機構 補助金 ③/①=④ 円	事業費 出来高 ③/①=④ %			
中核的担い手育成増頭 推進								
遺伝的多様性に配慮し た改良基盤確保								
優良繁殖雌牛導入支援								
繁殖雌牛の増頭に資す る簡易牛舎等の整備								
肉用牛へのルバパー推進								
合 計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）実績報告書

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したので、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第7の1及び2の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	精算払請求額 ①-②
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 優良繁殖雌牛導入支援 (4) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (5) 肉用牛ヘルパー推進				
計				

5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先

- (1) 金融機関名
 (2) 預金の種類
 (3) 口座番号
 (4) 口座名義人

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

3 補助金交付変更があった場合は、「4 事業に係る精算額」の交付決定額には変更後の金額を記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

長畜第 号
令和 年 月 日

事業実施団体等

代表者名 様

一般社団法人 長野県畜産会
会長

令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書については、その内容を審査した結果適当と認められるので、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第7の3に基づき、下記のとおり補助金額を確定するとともに、既に交付した補助金との差額金 円を別途支出するので通知します。

記

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払済額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込予定年月日 | 令和 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | (1) 金融機関名 | |
| | (2) 預金の種類 | |
| | (3) 口座番号 | |
| | (4) 口座名義人 | |

別紙様式第7号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）運営状況報告書

番 号
令和 年 月 日

一般社団法人 長野県畜産会長 様

住所
団体名
代表者名 印

令和 年度における肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）について、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第8の規定に基づき、
その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名： 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）

2 運営状況

経営体名：

補助対象施設等の内容：

補助対象施設等の設置場所：

区分	年次						備考
	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	第4年度 (年度)	第5年度 (年度)		
①繁殖雌牛頭数	計画 実績						
②うち 導入頭数	計画 実績						
③更新育成頭数	計画 実績						
④生産子牛頭数	計画 実績						
⑤販売子牛頭数	計画 実績						
⑥廃用販売頭数	計画 実績						
⑦肥育牛頭数	計画 実績						
⑧肥育牛販売頭数	計画 実績						

(注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要緒元を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

(注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

令和2年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

(事業実施団体等名)
 農業協同組合
 組合長 様

(事業参加希望者)
 氏名又は法人名称
 代表者氏名 (法人の場合) 印

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 -)				
TEL	金融機関名称	銀行/信金/信組/農協	支店/出張所	口座種類	普通・当座
FAX	口座名義 (申請者本人に限る)			口座番号	

2 子牛補給金及び牛マルキンの契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有・無	
肉用牛肥育経営安定交付金制度 (牛マルキン)	有・無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は○印を付して下さい)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち、生産基盤拡大加速化事業 (肉用牛)	優良繁殖雌牛導入支援・遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業：4万円/5万円・6万円/9万円)	その他 (国庫事業のみ)
	肉用牛流通促進対策事業 (家畜商組合等の預託事業)	()

4 繁殖雌牛の増頭計画

繁殖雌牛飼養頭数（9か月齢以上）			③繁殖雌牛増頭数 (② - ①)	④補助要件を 満たす頭数	奨励金交付 対象頭数 (④以下かつ ③以下)	(参考) 目標頭数 (5年後)	備考
前年期首	前年期末	①本年期首					
H31. 1. 1 時点	継続： R1. 12. 31 時点 新規： R2. 3. 31 時点	継続： R2. 1. 1 時点 新規： R2. 4. 1 時点	計画頭数	頭	頭	頭	
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。

イ 「計画頭数②」及び「目標頭数④」は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数④」は、実施要領第2の1の(1)のウの(ア)～(エ)に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とするが、当該年度に新たに事業に取り組む者は、期首頭数を4月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。(肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件)

5 提出書類

- (1) 環境と調和のとれた農業生活活動規範点検シート（別紙様式11号・写し）
- (2) 肉用子牛生産者補給金制度契約書（写し）

【注意事項】 中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。

- ◆畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（肉用牛） ◆牛マルキン ◆遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
- ◆優良繁殖雌牛導入支援 ◆肉用牛流通促進対策事業（肉用子牛安定供給対策） ◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業（国庫事業のみ）

※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書類確認	生産者集団等名
	確認者氏名
	印

別紙様式第10号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日
番 号

一般社団法人 長野県畜産会 長

住所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 長畜第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、長野県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額 金 円を返還します。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| (令和 年 月 日付け 長畜第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次の点検まで保存します。

チェック欄

<p>1 家畜排せつ物の遵守 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）を遵守する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化またはスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>4 環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>5 エネルギーの節減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。</p>	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日

点検者 印

取組（例）

前ページの各項目について、具体的な取組例は次のとおりです。次の取組か、これと同程度の効果がある取組を行った場合、その項目を実行したものと判断し、印を付します。

家畜排せつ物法	<p>◎ 家畜排せつ物法に基づく管理基準(家畜排せつ物法施行規則第1条第1項)の適用対象規模 (家畜排せつ物法施行規則第1条第2項)に該当する場合、管理基準に適合した家畜排せつ物の管理を行う。 (参考)管理基準(法施行規則第1条第1項)</p> <p>ア 構造設備に関する基準</p> <p>a 固形状の家畜排せつ物の管理施設については、床をコンクリート等汚水が浸透しない材料(不浸透性材料)で築造し、適当な覆い及び側壁を設ける。</p> <p>b 液状の家畜排せつ物の管理施設については、不浸透性材料で築造した貯留槽とする。</p> <p>イ 管理方法に関する基準</p> <p>a 家畜排せつ物は管理施設において管理する。</p> <p>b 管理施設の定期的な点検を行う。</p> <p>c 管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行う。</p> <p>d 送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行う。</p> <p>e 家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録する。</p>
悪臭・害虫の発生	<p>◎ 家畜排せつ物の処理・保管用施設を有する場合、処理容量に応じた施設の稼働や施設内外の清掃等に努める。</p> <p>◎ 畜舎等におけるふん尿の早期搬出や清掃等に努める。</p>
排せつ物の利活用	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、土づくりや施肥を行うなど農業者自らが作物生産や園芸等への利用を行う。</p> <p>② 家畜排せつ物のたい肥化、液肥化、スラリー処理又は保管等を行い、作物生産や園芸等への利用が見込まれる者(他の農業者を含む。)への譲渡(無償・有償を問わない。)等を行う。</p> <p>③ 上記①や②が困難であったり、地域の実情や条件からみてより適切な処理方法や利用方法があるといった場合に、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等による適切な処理等を行う。</p> <p>④ 地域的条件等に応じ可能な場合については、メタン発酵等によるエネルギー利用を行う。</p>
環境法令	<p>◎ 使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従った処分に努めるなど適切に対応する。</p> <p>◎ 臭気や排水等が経営体外へ放出又は排出される場合は、水質汚濁防止法、悪臭防止法等に従った措置に努めるなど適切に対応する。</p>
エネルギーの節減	<p>◎ 電力や燃料等を消費する施設・機械・器具等を使用する場合は、次の取組のうち該当するものの実行に努める。</p> <p>① 機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修等を行う。</p> <p>② 必要以上の加温、保温又は乾燥を行わない等適切な温度管理を行う。</p> <p>③ 機械の運行日程の調整や作業工程の管理による効率的な機械の運転を行う。</p> <p>④ 電力消費に際しての不要な照明の消灯を行う。</p>
知見・情報の収集	<p>◎ 次の取組のうち一つ以上の実行に努める。</p> <p>① 都道府県(普及指導センター等)、市町村、JA等が発信する情報誌・パンフレット・チラシ、専門紙又は書籍などを通じて、家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や情報を入手する。</p> <p>② 家畜の飼養・生産に伴う環境負荷の発生やその低減方策に関する知識や技術に関する講演、研修会などに参加する。</p>